

ふるさと姉妹都市復興応援委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと姉妹都市復興応援委員会の組織及び業務内容について必要な事項を定めるとともに円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、ふるさと姉妹都市復興応援委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員長)

第3条 委員長は、伊達市長が務める。

(事務局)

第4条 この委員会の事務局は、北海道伊達市鹿島町20番地1 伊達市総務部総務課内に置く。

(業務内容)

第5条 この委員会は、ふるさと姉妹都市の復興を応援するため次の業務を行う。

- (1) 復興応援支援金の收受事務、及び拠出先への支援金の送金事務。
- (2) 支援金拠出者に対する、預り書の発行および名簿の作成事務。
- (3) 復興応援に関する事務。
- (4) 前各号に付帯する業務。

(復興応援支援金送金先)

第6条 復興応援支援金の拠出先は宮城県亘理町、宮城県山元町及び福島県新地町とする。また、拠出先の選定は復興応援支援金拠出者の意向に基づき決定する。

(復興応援支援金受入口座及び受入窓口)

第7条 受入口座は以下のとおり、及び現金受入窓口は事務局とする。

受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
伊達信用金庫	本店	普通口座 4160045	ふるさと姉妹都市復興応援委員会

※伊達信用金庫窓口において振込手数料はかかりません

附 則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。